

件名	愛媛県子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例
主管課	子育て支援課少子化対策・男女参画室
根拠法令等	
<p>○改正の概要</p> <p>国のこども大綱を踏まえ、本県の子ども・子育てに関する計画である「第2期えひめ・未来・子育てプラン（後期計画）」と、子ども・若者育成支援計画である「えひめ子ども・若者育成ビジョン」を統合し、一体的なこども施策の方針となる「愛媛県こども計画」を策定することとしている。</p> <p>愛媛県こども計画の進捗管理や評価、見直し等を審議するため、現在の愛媛県子ども・子育て会議委員に、青少年健全育成、教育及び就労支援分野の委員3人を追加することとし、同会議の委員定数の上限を定める愛媛県子ども・子育て会議条例の関係規定の改正を行うもの。</p> <p>○改正内容</p> <p><b>【改正前】</b></p> <p>（組織）</p> <p>第2条 子ども・子育て会議は、委員 <u>13人</u> 以内で組織する。</p> <p>（委員）</p> <p>第3条 委員は、子どもの保護者、関係行政機関の職員、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者 <u>及び</u> 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者 _____ のうちから、知事が任命する。</p> <p><b>【改正後】</b></p> <p>（組織）</p> <p>第2条 子ども・子育て会議は、委員 <u>16人</u> 以内で組織する。</p> <p>（委員）</p> <p>第3条 委員は、子どもの保護者、関係行政機関の職員、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、<u>_____ 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者 <u>その他知事が必要と認める者</u></u> のうちから、知事が任命する。</p>	
施行日	令和7年4月1日
<p><b>【その他参考事項】</b></p>	